

自動車などの運転業務に労働者を従事させている事業者の皆さまへ

死亡交通労働災害が多発しています！

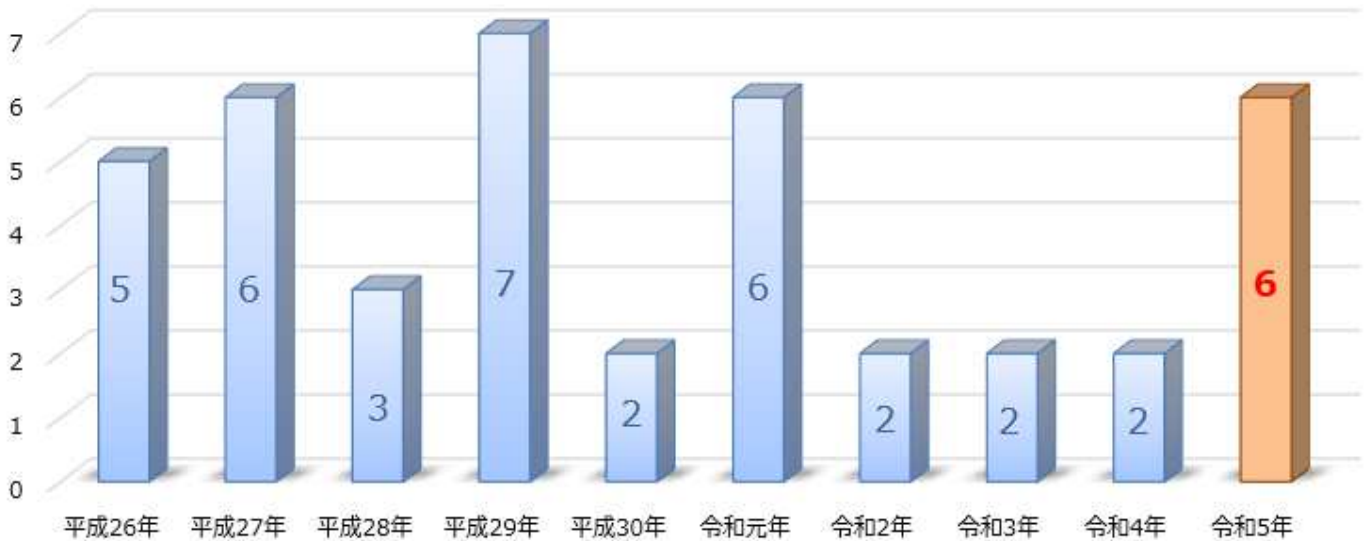
交通労働災害を防止しましょう

令和4年、岡山県内の事業場における交通労働災害（就業時間中に発生した休業4日以上の交通事故）は108件発生し、うち2名の方が亡くなっています。

令和5年の交通労働災害は9月初旬速報値で67件発生し、うち、**6名の方が亡くなっており**、死亡交通労働災害は過去10年で最悪のペースで推移していると言っても過言ではない状況です。

運転業務を有する事業者は「**交通労働災害防止のためのガイドライン**」(裏面)に基づく対策を進め、運転を行う労働者は安全運転を心がけましょう。

死亡交通労働災害の年別発生状況



令和5年は9月初旬の速報値

令和5年 秋の交通安全県民運動



運動期間

令和5年9月21日(木)～9月30日(土)

スローガン

交通安全 ルール守って笑顔 晴れの国

交通事故死ゼロを目指す日

9月30日(土)



すべてのドライバーを交通労働災害から守るために 交通労働災害防止のためのガイドライン(抜粋)

【1】適正な労働時間管理・走行管理

疲労による交通労働災害を防止するため、改善基準告示を守り、適正な走行計画によって、運転者の十分な睡眠時間に配慮した労働時間の管理をしましょう。
十分な睡眠時間を確保するために必要な場合は、より短い拘束時間の設定、宿泊施設の確保などを行いましょ

【2】適正な走行計画の策定

次の事項を記載した走行計画を作成し、運転者に適切な指示をしましょう。

- 走行の開始・終了の地点、日時
- 運転者の拘束時間、運転時間と休憩時間
- 走行時に注意を要する箇所の位置
- 荷役作業の内容と所要時間(荷役作業がある場合のみ)
- 走行経路、経過地の出発・到着の日時の目安



【3】点呼の実施

疾病、疲労、飲酒などで安全な運転ができないおそれがないか、乗務を開始させる前に点呼によって、報告を求め、結果を記録しましょう。
睡眠不足や体調不良などで正常な運転ができないと認められる場合は、運転業務に就かせないなど、必要な対策を取りましょ

【4】教育の実施

雇入れ時の教育交通法規、改善基準告示などの遵守、睡眠時間の確保、飲酒による運転への影響、睡眠時無呼吸症候群の適切な治療、体調の維持の必要性について教育を行いましょ。必要に応じて、ベテランが添乗し、実地の指導をしましょ

日常の教育改善基準告示の遵守、十分な睡眠時間の確保、交通事故発生情報、デジタル・タコグラフ、ドライブ・レコーダーの記録などから判明した安全走行に必要な情報に関する事項、交通安全情報マップ、関係法令改正などについて教育を行いましょ

交通危険予知訓練イラストシート、写真などを使って、危険性を予知し、防止対策を立てることによって、安全を確保する能力を身につけさせる交通危険予知訓練を実施しましょ

【5】交通労働災害防止の意識高揚

交通労働災害防止に関する意識の高揚ポスターの掲示、表彰制度、交通労働災害防止大会の開催などにより、運転者の交通労働災害防止に対する意識の高揚を図りましょ

交通事故発生情報、デジタル・タコグラフやドライブ・レコーダーの記録、交通事故の危険を感じた事例(ヒヤリ・ハット事例)に基づき、危険な箇所、注意事項を示した交通安全情報マップを作成し、配布・掲示などを行いましょ

【6】その他

異常気象や天災の場合は、安全を確保するため、走行の中止や一時待機など、運転者に必要な指示をしましょ

自動車・バイク・自転車等走行前に必要な点検をして、異常があった場合は、直ちに補修などの措置を取りましょ

交通労働災害防止の最新情報は
「職場のあんぜんサイト」

